

## 「国の責任による35人以下学級の前進」を求める意見書

さまざまな課題を抱えた子供たちが増える中、一人ひとりにゆきとどいた教育を保障するため、全国の多くの自治体が、独自に少人数学級を実施してきた。少人数学級を実施している自治体では、学級規模が小さくなることにより、不登校や生活指導の件数が減り、学習に対する理解や意欲が高まり、また、教職員が子どもと向き合う時間が増えて学校が落ち着いてきたなど、この施策が有効であることが報告されている。

一方で、国は、地方の動きに後押しされ、2011年度は義務教育標準法の改正により小1で、2012年度は予算措置により小2で35人学級を実施したが、2013年度以降、35人学級の前進は3年連続で見送られた。

国が行うべきは、教育の機会均等とその水準の維持向上である。子どもの数が減少している今、わずかな教育予算増で実行可能な35人以下学級の計画的な前進など、教育条件整備こそ行うべきであり、そのことは、保護者・教職員の願いでもある。

自治体独自の少人数学級は、今年度も確実に前進しているが、自治体間の格差が広がっており、教育の機会均等を保障するためには、国が責任を持って35人以下学級の前進と、そのための教職員定数改善を行うことが求められている。

よって、以下の事項を実現するよう、要請する。

- 1 国の責任で、小学校3年生以降の35人以下学級を計画的に前進させること
- 2 国は35人以下学級実現のため、標準法を改正して教職員定数改善計画を見直すこと

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年9月25日

栃木県栃木市議会

内閣総理大臣  
文部科学大臣  
財務大臣 様  
総務大臣  
衆・参両院議長